

# ○東京藝術大学ラーニングコモンズ規則

〔平成31年4月18日  
制 定〕

改正 令和8年5月13日

(設置)

第1条 本学国際芸術リソースセンター内に、東京藝術大学ラーニングコモンズ(以下「ラーニングコモンズ」という。)を置く。

(目的)

第2条 ラーニングコモンズは、図書館を利用する学生の自主的な学習や活動の発展を推進することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 ラーニングコモンズの管理責任者は、附属図書館長とする。

(運営委員会)

第4条 ラーニングコモンズの運営、管理及び利用に関する重要な事項を審議するため、ラーニングコモンズに運営委員会を置く。

2 運営委員会に委員長を置き、理事(教育担当)をもって充てる。

3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事(教育担当)

(2) 附属図書館長

(3) 各学部の教授会構成員から推薦された者 各2名

(4) 各研究科の教授会構成員から推薦された者 各1名

(5) その他委員長が必要と認める者

4 前項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第5条 運営委員会は、ラーニングコモンズの運営、管理及び利用に関する専門的事項を調査検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する事項は、別に定める。

(学生部会)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を検討するため、必要に応じて学生部会を置くことができる。

(1) 学生の自主的な学習や活動の企画及び運営方法の検討

(2) その他ラーニングコモンズの利用に関すること

2 学生部会に関する事項は、別に定める。

(ラーニングコモンズの利用)

第7条 ラーニングコモンズの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 ラーニングコモンズの運営に関する事務は、図書館情報課において処理する。

2 運営委員会、専門部会及び学生部会の庶務は学生課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ラーニングコモンズの運営等に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年5月13日から施行し、令和8年4月1日から適用する。